

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第18号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第9条市長公室の款第28号中「行政評価調査会議」を削る。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)